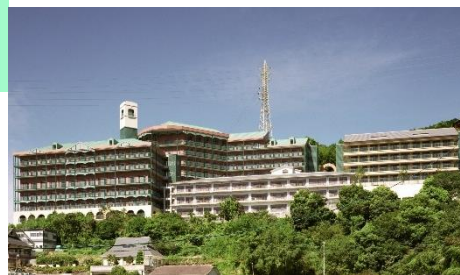


# 社会福祉法人の検定試験 導入事例

## 【社会福祉法人経営実務検定試験】

社会福祉法人長崎厚生福祉団 様

社会福祉法人経営実務検定試験を組織で活用いただいている、社会福祉法人長崎厚生福祉団の辻様に、検定試験を導入したいきさつや法人内で取り組むメリットなどについてお伺いしました。



運営施設である介護老人保健施設  
シンフォニー稲佐の森

資格支援制度として、【厚生労働省後援】「社会福祉法人経営実務検定」の合格者には月々手当を支給。

事務職のスキルアップや給与向上による離職率低下に繋がっています。

貴法人の紹介、辻様の役職を教えてください。

社会福祉法人長崎厚生福祉団は、長崎県で福祉事業を展開している団体です。法人設立から38年になり、現在13拠点の福祉施設を運営しており、地元根差した運営を行っています。私は、現在法人本部の総務に所属しており、資格支援制度を発案しました。

「社会福祉法人経営実務検定」を知ったきっかけは何でしょうか？

特定社会法人として、監査などをお願いしている監査法人に所属されている方から、検定のお話を伺ったのが知るきっかけでした。

第18回試験では多くの職員の方に受験いただきましたが、科目別受験者数と合格者数をお聞かせください。

「第18回社会福祉法人経営実務検定」を受験したのは延べ28名。内訳は以下の通りです。

会計3級 21名受験 18名合格

会計2級 4名受験 2名合格

経営管理 3名受験 2名合格

事務職員の皆様にこの試験を受験させようとお考えになった動機・目的をお聞かせください。

これまで事務職のキャリアアップの仕組みがありませんでした。そこで、キャリアアップや現

在の知識の再確認に適した「社会福祉法人経営実務検定」を導入することにしました。また、資格支援制度として整備し、資格取得者には月々の給与に手当をつける仕組みとしたので、職員の所得アップにもつながるようになりました。

さらに、今回事務職に限らず誰でも挑戦できる制度とし、新たなキャリアパスを法人内で築く仕組みとしても機能してくれればという狙いもありました。

受験料は法人負担でしょうか。

学校で商業簿記などを取得している職員は、初回受験料に限り法人で負担することとしました。そうでない方については、自己負担で受験いただきました。

「社会福祉法人経営実務検定」についての資格支援制度はいつごろから取り組まれているのでしょうか？

令和4年のはじめに私が発案し、同年の12月の試験を初回として、職員に受験してもらいました。

そして令和5年度から経営実務検定手当を創設し合格者へ手当をつけるという形でスタートしました。

**合格者については、法人内で共有されるようなことはされているのでしょうか。**

月に1回施設長会があり、その月一番頑張った人を月間 MVP として毎回理事長から表彰しています。経営実務検定試験の合格発表があった月に合格された方(会計2級、経営管理)が月間 MVP として表彰されました。

**資格を取得された方の実際の声など、具体的にありましたらお聞かせください。**

会計3級を取得した職員からは、試験内容が日ごろの実務に通じているところもあり、初めて学ぶことではないので1カ月くらい勉強して合格できた、という声がありました。

日頃当たり前にやっている仕事の知識を、“検定に合格する”という形で評価されることは、職員たちの自信にも繋がったようです。

**事務職員の方が、当会の検定試験の資格を取得することで、貴法人にとって大きなメリットは何にあるとお考えでしょうか？**

職員のキャリアアップ、資質の向上が見込めると考えています。また、資格取得手当によって給料が増えることで、離職率の低下にもつながると思います。

これまで、看護職、介護職は国の方針もあり、手当の仕組みづくりを行ってきました。それらの職に就く職員はどんどん給料が上がっていくなか、ほかの職種の人たち、例えばケアマネ、相談員、事務職、調理員などの給与基準もあわせて見直していく必要があり、順次見直しを行ってききましたが、事務職に限ってはなかなか給料底上げの機会がなく、今回こういった資格取得制度を取り入れることができよかったですと思っています。

**職員の方にとってのメリットは何にあるとお考えでしょうか？**

事務職員にとっては、これまでやってきた仕事の知識を評価され、手当もつく、ということでこの資格支援制度はとても喜ばれました。彼らにとって最大のメリットは、身につけた知識がしっかり評価され、手当として給与に反映されることだと思います。

また、会計責任者には、ぜひ経営管理に挑戦していただきたいと考えております。社会福祉法人会計のガバナンス、財務管理の基本を学ぶとてもよい機会ですし、今後の施設や事業所の運営にとても役に立つと思います。

資格支援制度の手当に関しては、3級取得で月3,000円、2級取得で月6,000円、1級取得で月9,000円、経営管理は月5,000円。経営部門と会計部門の上位資格をどちらも取得できたら、合わせた金額が手当として月々支給されます。しかも手当に期限はないので、当法人で働いている限り永続的に続きます。

「こんな好条件の手当の仕組みはなかなかない」と、外部団体の方にも言われた制度ですので、職員にはどんどん活用してもらいたいと思っています。

また、介護や調理など現場で働いている人が、年齢等により体力的に就業継続が難しくなった時に、法人内で事務職に職種を変えて働き続けてもらうなど、その人にあった柔軟な働き方を選択することができるよう、この資格支援制度を役立ててもらえればと思っています。

(2023年8月インタビュー)